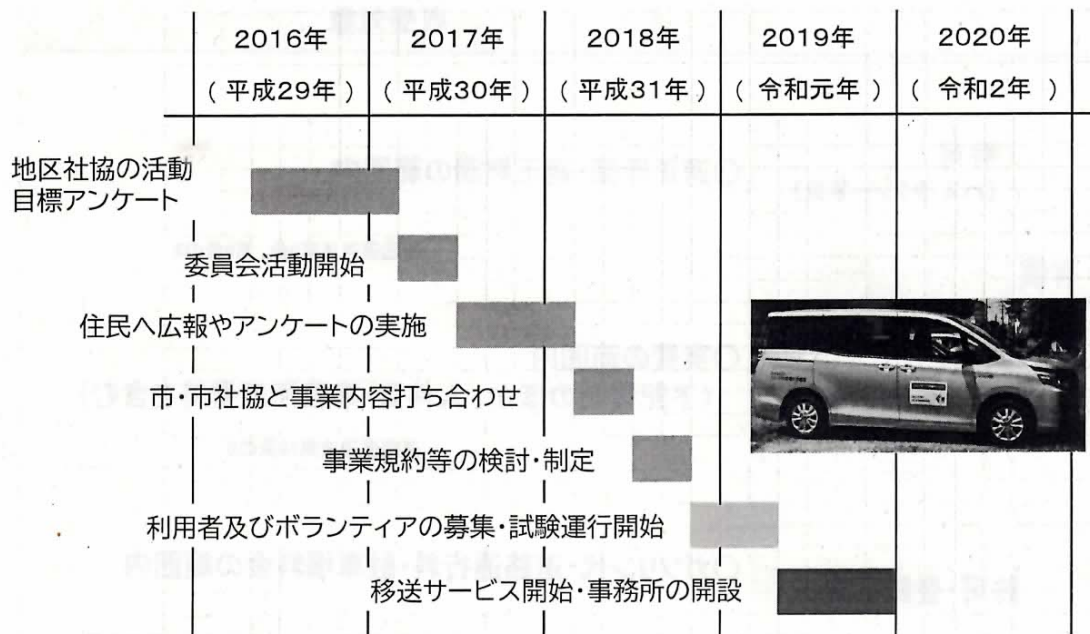


岡田小地区社協

ボランティア移送サービス事業の概要

“みんなでつくる暮らしの足”

移送サービス事業の推移



移送サービスの業態

道路運送法上の「許可」または「登録」を要しない運送

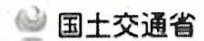
⇒ 利用者からは、ガソリン代や有料道路料、駐車場料等の実費
 外の利用料は不可

《参考》

(円)

東下根	下根ヶ丘	第8岡見	上池台	岡見	東岡見
50	30	50	30	30	70

旅客を運送する場合に収受可能な費用等について



		収受対象
有償	許可 【バス・タクシー事業】	○適正原価・適正利潤の範囲内 道路運送法第9条、第9条の3
	登録 【自家用有償旅客運送】	○実費の範囲内 (下記費用のほか、人件費・事務所経費等を含む) 道路運送法第79条の8
許可・登録不要		○ガソリン代・道路通行料・駐車場料金の範囲内 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について(H18.9.29事務連絡)

「4. 許可・登録を要しない輸送(互助による輸送)の明確化・ルールを明確化」

○ 道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化する等の通達改正を行った。(平成30年3月通達改正)

(4)ガソリン代の算出方法の明確化

・ ガソリン代の合理的な算出方法を例示する。

○ ガソリン代の算出方法は例えば以下の方法によることが可能である。

走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ) × 1ℓあたりのガソリン価格(円/ℓ)

(それぞれの数値の算出根拠の例)

- ・ 走行距離 : 地図情報サイトで計測した距離
- ・ 燃費 : 自動車情報サイトで公表されている燃費
- ・ ガソリン価格 : ガソリン価格調査機関が公表する価格

※ その他、市町村の取組として実施される実証実験の結果に基づき、1kmあたりの運行に要するガソリン代を算出し、当該算出方法について定期的に実情との乖離が無いが確認し乖離があれば見直すこととしている場合には、許可又は登録を要しない。

※ 利用者が複数の場合でも、負担総額はガソリン代、道路通行料及び駐車場料金の範囲内に限る旨通達に明記した。

移送サービスの体制

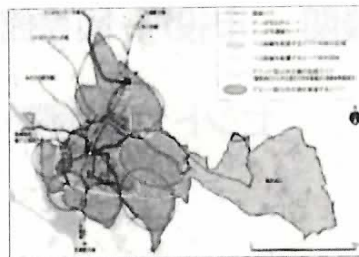
牛久市の「地域公共交通網形成計画」に沿った、「市」、「市社協」および「地区社協」の協働事業とし、事業の運営にあたり、「市」および「市社協」の支援を受ける。

「市」 ~ 制度構築助言および車両・保険・事務費等の財政支援

「市社協」 ~ 活動への助言および車両の調達・管理

「地区社協」 ~ 利用者対策、ボランティア確保および移送活動

牛久市
地域公共交通網形成計画
概略図

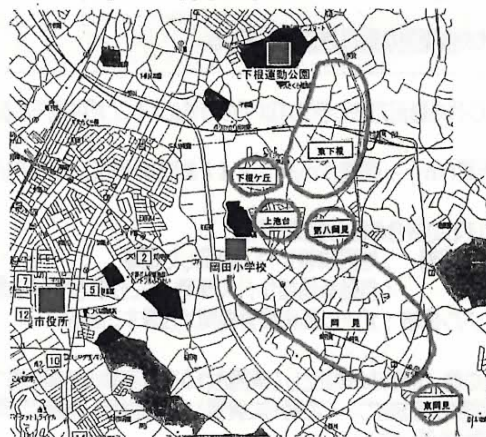


移送サービスの対象地区

サービスの対象地区は、前記「形成計画」での〈デマンド型公共交通を推進するエリア〉に相当する、

- ・ 東岡見行政区
- ・ 岡見行政区
- ・ 第8岡見行政区
- ・ 上池台行政区
- ・ 下根ヶ丘行政区
- ・ 東下根

の6行政区とした。



(上太田行政区は、利用希望者がいないということで、発足時は対象外とした。)

移送サービスの移送先

移送先を、「買い物」、「病院」、「公共機関」の15ヶ所とした。「牛久駅」および「ひたち野うしく駅」は対象外

- | | | |
|--------|-------------------|-----|
| ・ 買い物 | スーパーマーケット・ドラッグストア | 7ヶ所 |
| ・ DIY店 | | 2ヶ所 |
| ・ 公共機関 | 市役所・図書館・学習センター等 | 4ヶ所 |
| ・ 病院 | セントラル病院・愛和病院 | 2ヶ所 |

移送サービスの利用方法－1

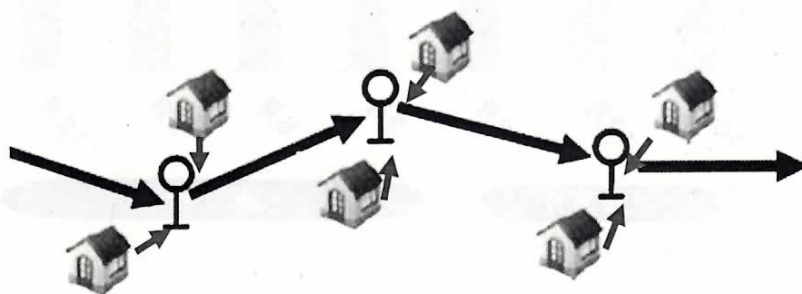
移送サービスの利用希望者は、会員登録を
してもらった「登録会員制」とした。

- ☆ 会費不要
- ☆ 入退会自由
- ☆ 会員登録カードを提出
- ☆ 県民交通災害共済に加入

移送サービスの利用方法－2

利用者の乗車は、原則として「ミーティング・ポイント」
方式とした。ただし、岡見行政区域は、「ドア・トゥ・ドア」
方式とした。

ミーティング・ポイント方式



移送サービスの補償内容

利用者

ボランティア

県民交通災害共済

福祉サービス
総合補償

送迎サービス補償 〈傷害保険〉

自動車損害賠償保険

利用会員登録者の推移

